

「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」の一部改正について

平成 30 年 6 月に食品衛生法が改正され、営業届出制度及び食品リコール情報の報告制度が創設された。また、同年 12 月に食品表示法が改正され、食品衛生法と同様に、食品リコール情報の報告制度が創設された。これらを踏まえ、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」（以下「条例」という。）について所要の改正を行うこととした。

1 これまでの法改正の経過

平成30年 6 月	改正食品衛生法公布※
12 月	改正食品表示法公布
令和元年10月	改正食品衛生法政令公布
12 月	内閣府令・厚生労働省令（共同命令）

※ 改正食品衛生法の概要

項 目	施行
① 広域的な食中毒事案への対策強化	H31. 4
②HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化	R2. 6
③特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集	R2. 6
④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	R2. 6
⑤営業許可制度の見直し、 営業届出制度の創設	R3. 6
⑥ 食品リコール情報の報告制度の創設	R3. 6

2 改正の概要

- ・ 条例第14条で規定する食品等の自主回収の報告制度について、食品衛生法及び食品表示法の改正により創設された食品リコール情報の報告制度と重複するため、削除する。
- ・ 条例第15条で規定する食品等輸入事務所等の届出について、食品衛生法の改正により創設された営業届出制度の対象外となったため、削除し、第17条の未届や虚偽の届出への過料規定も併せて削除する。
- ・ その他所要の規定の整備を行う。（第16条の削除）

3 今後のスケジュール（案）

令和 2 年11月	第 3 回定例会に条例改正議案を提出
12 月	改正条例の公布
令和 3 年 6 月	改正条例の施行

4 条例改正の検討内容について

(1) 食品等の自主回収の報告制度

ア 制度の概要

- 条例に基づく食品等の自主回収報告制度は、事業者が食品等の自主的な回収に着手した場合に報告を求め、県民に公表することによって、速やかな回収に寄与し、回収対象食品等による県民の健康被害の発生を防ぐものである。
- 食品衛生法、食品表示法（以下、二法）により新たに規定された食品リコール情報報告制度は、事業者による食品等の自主回収情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するものである。
- 令和3年6月以降に事業者が自主回収を行った場合は、二法に基づき着手及び終了時の都道府県等に報告し、その報告内容から事業者に対する監視指導へつなげるとともに、当該報告内容を国に報告し、国がホームページで公表することで、消費者が速やかな情報確認、該当品の喫食防止及び回収協力活用が可能となる。
- 届出及び公表については条例に規定する制度と同じシステムであるが、届出を行う事業者や対象とする食品が条例と異なる点がある。
例) 消費期限・賞味期限を超過している場合（不当に長期の期間を表示した場合を除く）、条例では報告対象としていたが、二法では対象外となる

表1 条例に基づく過去の届出件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
食品衛生法違反食品等	24	35	33	27	19	25	163
食品表示法違反食品等	47	51	56	71	84	71	380
新法対象外 (期限切れ食品販売4件、 無許可製造1件)	0	0	1	3	0	1	5
合計	71	86	90	101	103	97	548

イ 条例を存続した場合

- 二法と条例の2つの制度とした場合は、二法又は条例のいずれに該当するのかを事業者が速やかに判断することは困難となり、速やかな届出又は報告がされない恐れがある。
- また、消費者が自主回収に係る情報を得ようとした場合、国と県で公表されている情報をそれぞれ確認することとなり、利便性が悪くなる。

ウ 検討結果

- そこで、二法に基づく自主回収届出制度が一元的に運用されることに伴い、条例に規定する食品等の自主回収報告制度を廃止（第14条を削除）することとする。
- 条例の制度を廃止した後も、安全性の観点から「任意の届出」を事業者に行うよう指導することでこれまでの報告事例への対応が可能である。

(2) 食品等輸入事務所等の届出制度

ア 制度の概要

- 条例では、食品等輸入事業者等の届出（第15条）について、県内の食品等輸入事業者を把握し、食品衛生法に基づく指導や情報提供を行うことで食品等の安全性の確保をさらに図るため規定している。

- 届出対象者は、販売や営業目的で食品等を輸入する場合に、食品衛生法に基づいて検疫所に輸入届出を行い、関税法に基づき輸入の許可や承認を受ける手続を行う事務所や事業所を県内に有する食品関連事業者であり、届出事項については、食品等の輸入に関する手続を行う事務所等の名称や所在地、主要な輸入品目などとしている。
- また、食品等を輸入する事業者が届出を確実に行うために、その実効性を確保していく必要があることから、届出をしない者や虚偽の届出をした者に対する罰則（5万円以下の過料）を第17条に規定している。

表2 食品等輸入事業者等の届出数及び施設数

		横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	藤沢市	茅ヶ崎市	県域	合計
届出数	平成29年度	12	6	3	0	2	0	3	26
	平成30年度	9	3	1	0	1	1	3	18
	令和元年度	11	7	1	1	2	2	8	32
施設数(令和2年3月末)		319	59	31	12	25	19	84	549

イ 改正食品衛生法における食品等の輸入業

- 令和元年10月9日政令第123号で、公衆衛生に与える影響が少ない営業として、食品、添加物、器具又は容器包装の輸入をする営業が規定され、新設された法による営業届出の対象外となった。
- 国では、輸入業の特性として、その取引は伝票のやりとりを中心に行われ、食品等に直接変更を加えるものではなく、汚染や腐敗・変敗が生じにくいと考えられ、一般衛生管理が衛生管理の大部分を占め、また、過去に大規模又は重大な食中毒事故の事例が見られないことを挙げ、営業届出の対象から除くことが適当とした。
- 今般の改正食品衛生法では、食品の輸入時の規制を強化したうえで、わざわざ「食品又は添加物の輸入をする営業」を公衆衛生に与える影響が少ない営業として規定し、届出対象業種から外したことを踏まえ、輸入食品の安全性は法の規制によって十分確保できることを、国が明確にしたものと考えられる。

ウ 検討結果

- このため、条例で届出の義務付けをすることは、法の規制を超え、輸入事業者に対する過度の規制になることから、輸入事務所等の届出制度は廃止（第15条を削除）することとし、併せて過料規定である第17条を削除する。

(3) 所要の規定の整備

ア 規定の内容

- 条例第16条では、条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることとしており、具体的には、食品等の自主回収の報告(第14条)及び食品等輸入事務所等の届出(第15条)における、条例本文に記載した以外の報告または届出の事項や、必要な様式が施行規則に定められている。

イ 検討結果

- 第14条、15条の削除に合わせ、施行規則を廃止する。